

国際物流拠点産業集積地域について

～制度及び優遇措置の概要～

1. 国際物流拠点産業集積地域の概要

目的

臨空・臨港型産業（那覇空港や那覇港等の物流機能を活用した、ものづくり産業、流通加工等を行う配送業、倉庫業、機械等修理業、こん包業、その他サービス業など）の集積を図り、国際物流拠点の形成を促進する。

経緯

旧自由貿易地域・旧特別自由貿易地域を発展的に解消して、平成24年4月に創設。平成26年6月に指定区域を大幅に拡大。

根拠法

沖縄振興特別措置法第41条～第52条

2. 国際物流拠点産業集積地域の区域

那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区

那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市及び糸満市全域

地域指定の法律上の要件

- 相当量の貨物を取り扱う開港又は税関空港に隣接又は近接している地域
- 土地の確保が容易である地域
- 国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資する地域

うるま・沖縄地区

中城湾港新港地区（青枠内）



3. 国際物流拠点産業（対象業種）

① 製造業

新たな製品の製造加工を行い、当該製品を販売する業。



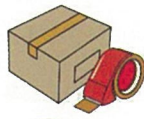
② 特定の機械等修理業

機械や家具等を修理する業であって、国際物流拠点を活用するもの。



③ こん包業

運送のために物品の荷造り、又はこん包を引き受ける業。



④ 特定の無店舗小売業

店舗を持たず、インターネット等で広告を行い、通信手段によって注文を受け商品を販売する業であって、国際物流拠点を活用するもの。



⑤ 倉庫業

倉庫に物品を保管する業。



⑥ 航空機整備業

航空機又はその装備品の整備・修理等を行う業



⑦ 道路貨物運送業

自動車等により貨物の運送を行う業。



⑧ 特定の不動産賃貸業（貸倉庫業）

一定の規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸する業。



⑨ 卸売業

有体的商品を購入し、小売業や他の卸売業等に販売する業。軽度の加工、取付修理を含む。



投資税額控除
特別償却
所得控除

投資税額控除
特別償却

国際物流拠点産業集積地域に関する問合せ先



沖縄県商工労働部 企業立地推進課

電話：098-866-2770

4. 国際物流拠点産業集積地域 国税・関税・地方税等の優遇措置

	優遇措置	優遇措置の概要	対象業種
国 税	① 所得控除	国際物流拠点産業集積地域内において、新たに設立された、常時使用する従業員数15名以上の企業について、新設後10年間、法人税課税所得の40%が控除される。(法人事業税、住民税、法人税割も同様) (注1) 沖縄県知事による特別事業認定が必要	製造業・こん包業・倉庫業・ 特定の機械等修理業・ 特定の無店舗小売業・ 航空機整備業
	② 投資税額控除	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する一定価額（機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円）を超える設備の新増設をした場合、その設備の取得価格の一定割合が法人税額から控除される。(注1、2) 控除率：機械及び装置15%、建物及びその附属設備8% (法人税額の20%限度、繰越4年、取得価額の上限は20億円)	
	③ 特別償却	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する一定価額（機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円）を超える設備の新増設をした場合、特別償却が認められる。(注1、2) 特別償却率：機械及び装置50%、建物及びその附属設備25%	
関 税	関税の課税の選択制の適用	保税工場などにおいて、外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、特定品目を除き原料に対する課税と製品に対する課税のいずれかを選択できる。	製造業・こん包業・倉庫業・ 道路貨物運送業・卸売業・ 特定の機械等修理業・ 特定の無店舗小売業・ 特定の不動産賃貸業・ 航空機整備業
	保税地域許可手数料の軽減	保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域に係る許可手数料が半減される。	
地 方 税	法人事業税の課税免除	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する一定価額（機械及び装置1,000万円、建物及びその附属設備1,000万円）を超える設備の新増設をした場合、法人事業税を一部課税免除（5年間）	
	不動産取得税の課税免除	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する一定価額（機械及び装置1,000万円、建物及びその附属設備1,000万円）を超える設備の新増設をした場合、不動産取得税を一部課税免除（注3）	
	固定資産税の課税免除 ※倉庫業を除く	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する一定価額（機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円）を超える設備の新増設をした場合、各市町村の条例により固定資産税を一部課税免除（5年間）（注3）	
	事業所税の課税軽減 ※那覇市のみ	那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する機械装置等の取得価格の合計額が1,000万円以上、建物等の取得価格の合計額が1億円以上の新設の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として計算。（5年間）	

沖縄振興開発金融公庫の融資制度

資金名	融資制度	使途	融資限度額	返済期間
産業開発資金	国際物流拠点産業集積地域等 特定地域振興	地域内で事業を行うために 必要な資金	所要資金の 7割	25年以内 (据置5年以内)
中小企業資金	国際物流拠点産業集積地域等 特定地域振興資金貸付	設備資金	7億2千万円	20年以内 (据置5年以内)
		長期運転資金	2億5千万円	7年以内 (据置3年以内)
生業資金	国際物流拠点産業集積地域等 特定地域振興資金貸付	設備資金	7,200万円	20年以内 (据置5年以内)
		運転資金	4,800万円	7年以内 (据置3年以内)

注1 国税は、優遇措置のうち、①②③のいずれかを選択

注2 建物附属設備は建物とともに取得する場合にのみ制度の対象となる

注3 土地については、取得(購入)後1年以内に建物建築に着手した場合に限る

※ 実際に優遇措置を活用するには、各税務署及び沖縄国税事務所（国税）、沖縄地区税関税務相談室（関税）、県税事務所（地方税のうち県税）、各市町村税務担当課（地方税のうち市町村税）、沖縄振興開発金融公庫（融資）へご相談下さい。